

平安初期における国司郡司の関係について

平野, 博之

<https://doi.org/10.15017/2334016>

出版情報 : 史淵. 72, pp.77-99, 1957-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

平安初期における国司郡司の關係について

平野博之

目次

- はしがき
- 一、選叙
- 二、徵税
- むすび

はしがき

古代国家の転換点は奴隸制的諸關係の崩壊が始まる平安初期、特に十世紀にあるといわれている。この基礎過程に対応して地方政治に於いても、かつては民政の責任者として百姓を字養し、農桑を勸課することも期待されていた国司が、その儒教的ヴェールをかなぐり捨てて収奪者としての本質を露呈した受領に転化することが見られる。この国司の受領化に伴って永祚元年（九八九）の尾張国の郡司百姓が守藤原元命を訴えた事件をその一つの典型とし、承平・天慶の乱（九三一—九四〇）における足立郡司判官代武藏武芝をその一つの典型とするような、国司の収奪に抵抗する広汎な農民に支えられた郡司の対国司抗争が始められてくる。この時期の郡司の国司に対する抵抗の必然性については、石母田正氏が、北山茂夫氏、宮城栄昌氏論争以来の学説を整理されて、郡司の律令制における地位からでなく、この時期の在地土豪全体の階級

的人格から理解すべきことを示された。(古代末期政治史序説第一章補遺Ⅲ将門の乱について)この小稿においては氏の提示された問題を正面から取り上げようとするのではなく、この時期の政治制度上の地位における国司郡司関係の新たな側面を指摘して両者の関係の具体相に近づこうとするにすぎない。両者の選叙と徴税をめぐる関係の変化を検討する。

一、選叙

郡司の選叙は令制では国司が補任すべき人物を銓擬して中央官に報告し、官が之を決定した。大少領は奏任官で補任と同時に夫々外従八位上、外従八位下に叙せられ、主政主帳は判任官で初任の日の叙位はない。考課は十考を以て限とし、十考中ならば一階、五考上、五考中ならば二階、十考上ならば三階を進め、下々考であれば、当年校定して解任される。(考課令考郡司条)考は毎年国司が量り、大少領は「郡境内田疇闢、産業修、礼教設、禁令行、人窮匱、農事荒、奸盜起、獄訟繁」の政績の能不について、主政主帳は「在官公廉不及私計、正色直節不飭名譽、情在貧穢諛求名、公節無聞而私門日益」の遺迹の善悪について審査された。(戸令国司巡行条)任期は大少領は終身、主政主帳は不定であつたらしい。(統紀和銅六、五、七条、養老二、四、九条参照)従つて令制における郡司選叙について国司の関与するところは、その補任では推挙権を有し、その罷免では考に下々を付すという間接的なものであつた。国司の任期が六年であつたのに対し郡司(大少領)は終身であつたことも関連して、過大評価は出来ないが、郡司の国司に対する地位は相対的独立性を与えられていたといえよう。国司が郡司補任の手続き上で占める地位は原則的には延喜に至つても変化はない。すなわち、延喜式では郡司に欠ある場合、国司が歴名を銓擬して朝集使に附して申上し、正身は正月内に式部省に集る。式部省は其の帳簿を作成し、毎年二、三月銓擬に預る人を試し、四月に至つて御前に詭奏し、大臣一々其の定不を点じて任不を決し、五六月に至つて太政官に於て宣命を以て之を補任したのである。

国司が郡司を推挙する場合、政府の郡司任用方針に従うのであつて、その方針の変化によつて国司の関与の仕方も多少変化する。簡単に任用方針の変化をたどれば、大化改新当初は郡司は国造から取つたのであるが、大宝令では大少領は才用同じければ先づ国造を取るとなり、国造が任用の第一条件でなく、才用主義がとられている。此は大化後内位であつた郡司の官位を大宝令では外位としたことにも現れているように、旧来の地方豪族の影響を出来るだけ排除して律令政治の諸原則を末端まで貫徹しようとする意図の現れであつた。しかし、地方豪族（＝旧国造）の排除を徹底させることが出来ずとの妥協を残したから彼らは律令官僚の末端として自らを変貌させながら根強く生きつづけ、大宝令制の郡司任用方針も以後幾多の改変を余儀なくせしめられた。天平七年五月に至り大宝令の原則上に大きな妥協があらわれる。才用第一主義による国擬のほか、難波朝廷以来の譜第重大四五人を副えて朝集使に附せしめ郡司候補としたのである。（統紀）この傾向は以後段々強まり天平十四年五月には郡司少領以上を擬する場合は「当郡推服、比郡知聞者」を簡定、貢挙することを定め（統紀）、天平廿一年二月には譜第の一族門葉が繁多で郡領補任に當つて濫訴が絶えないので以後は立郡以来の譜第重大の家の嫡子を相継いで任用し傍親を用いないことにした。しかるに官物欠失を防止する目的から天平勝宝四年十一月、官物欠失の郡司は見任を解却するばかりか重大な譜第があつてもその子孫まで任用しないことにした。（統紀）そこで或は奸枉の輩が那任を奪わんと謀り、言を神火に寄せて放火し、或は譜第の徒が情に覬覦を挟み故意に放火する有様であつたので、放火者は一切銓擬に預らしめず、那任も郡中の明廉清直で時務に堪ゆる者を任用せしめることとしたが（統紀、宝龜四、八、）譜第の徒の正倉放火は止まないのて延暦五年八月焼失した官物は国郡司に填備させると共に、その見任を解くこと、及び譜第を絶つことを止め、傍人の競望を抑えることにした。こうした中で平安初期の律令体制再建期にはいり、延暦十七年三月、郡領は永く譜第の選を停廢し、芸業著聞、堪理郡務者を之となすこととし令制の才用德行主義に帰復することになった。そして翌十八年五月には宿衛の人、番上の輩が久しく馳馭せられて頗る才能を効すので、本国

を經ず式部省で簡試し郡司に補任することにした。(後紀) 彼らは多く地方豪族の子弟出身の六衛府舍人、兵衛であつて彼らを帰国せしめて郡司に補す方針を取つたのは、一つには在京の間に律令官僚としての性格、資質をより多く身につけていたためであろう。しかしながら才用主義の回復は永く維持することが出来ず、十三年後の弘仁二年二月、偏に芸業を取つたため政を為せば物情従わず、訟を聴けば決断伏すること無き状態であつたため、以後郡司の擬は先づ譜第を尽し、其人無き場合のみ芸業に及ぶこととなつた。この日、諸国の郡司の譜図を進むべきことを命じている。(三代格) 譜第任用法針はこの後改変をみることなく続けられ延喜式には主帳以上の銓擬の日、式部輔は省掌に命じて譜第を申せしめることが規定されている。譜第というの第一に立郡以来代々郡司をつとめてきた家であり、第二に天平十四以降は身の勞効によつて任ぜられて二世以上の者である。天長四年五月の格では二世以上を譜第とすれば功勞の輩は年を追つて過えず、一郡の譜第代に随つて重積するばかりでなく、繼譜のために汲々として職を得て後、廉耻の操無き有様であつたので譜無きものは二世以上であつても譜第に預しめないことにした。(三代格)

以上の郡司任用法針の中で国司の占める役割は任用の原則が譜第にある時より、才用にある時の方が大きいことは勿論である。そして一応法制的に才用主義が維持された期間は、大宝より天平十四年迄と、平安初期延暦十七年から弘仁二年までの比較的短い期間であつて、それ以外の時期は譜第主義がとられている。この場合、天平廿一年から宝龜四年迄のように譜第重大の家の嫡子を相繼いで郡領とする政策が取られる限り、国司が選任に關与する余地はないが、それ以外の場合は、譜第の家は一郡内に四、五家、二世以上の新譜第まで加えればもつと多く存在したのであるから、譜第という条件内であつても依然国司の選任する余地はあつた。国擬に關する限り、このように大体において国司の掌中にあつたが、国司の郡司選任を制約する他の要素として、勞効及び売官による郡司補任がある。勞効による郡司補任の早い例は大日本古文書三所収の海上国造他田日奉部直神護の解がある。彼は祖父、父、兄の三代にわたつて郡領に任ぜられた譜第と、彼自

身も養老三年から神龜五年に至る十一年間兵部卿從三位藤原卿の位分資人、天平元年から今に至る二十二年間中宮舍人、計三十一年の勞効があることによつて、兄のあとをうけて郡領に任ぜられんことを願つてゐる。彼の任不は明かでないが、既に天平二十年頃から勞効による郡司補任の慣例が存在していたことを示している。神護景雲元年四月廿九日、長門國豊浦團毅外正七位上額田部直塞守が錢百万、稻一万束を獻じて外從五位下に叙せられると共に豊浦郡大領に任ぜられたのもその一例とされる。又嘉祥元年十月、讃岐國三野郡人從四位上丸部臣明麻呂は孝子として貢奉されたが、それは明麻呂が齡十八才にして都に入つて官に從い、勞績の効により当郡の大領に任ぜられたが、己の職を父に譲つて自ら子道を守つたためであるという。(續後紀)勞効による郡司補任が法制化されるのは先にあげた延暦十八年五月宿衛の官人を郡司に補任することを定めて以来であるが、この場合の郡司補任が本國を經ず式部省で簡試することによつて行われる点に重要性がある。この制は延喜式に至つて次の如く定式化されている。(式部式諸衛任官の条)

凡左右近衛長上十五年、番上廿年爲限、毎年各二人、左右兵衛各一人、左右衛門隔年各一人、任諸國史生、其任郡領者、左右近衛二人、左右兵衛各一人、侍本府移、勘録譜第、奏擬文之日、副奏之進、但左右兵衛通任郡領及主政帳、左右衛門若有移送、府別郡領一人、隔三年補之、

前の三つの具体例もその性質上、本國司を經ずに行われたものであろう。

売官による郡司補任については貞觀十四年三月九日付の貞觀寺田地目録(平安遺文)に美濃國穴八郡大領守部秀名が男氏岑の任大領の料として提出した田六町が、貞觀六年十月九日の太政官符によつて貞觀寺に施入れたことが見えてゐる。官符による施入であるところを見ると官あてに任料を出したものであろう。又、類聚符宣抄第七、諸國郡司事には天慶二年五月廿二日、但馬國美含郡人從八位下刑部宿禰福秀は当郡少領刑部福保の補任後、年を経て考帳に附さざる替に少領に補任することを大外記坂上高晴、大隅守善道朝臣維則によつて申請、許可された。この時の根拠は刑部福秀は無譜であつた

が善道、維則の去承平六、七兩年の弁官給、大外記坂上高晴の同七年の給の未だ補せざる代三合によつてであつたこと。又天慶八年十二月廿九日には式部省の請によつて備中国小田郡人白丁小田臣豊郷は当郡大領小田遂津の考解の替に去延喜廿一年造省料一分の代として補任されたことが見える。この場合、彼ら二人は夫々任料を払つて補任されたものと思われ、刑部宿禰福秀の場合の如く、本国司によらず、大外記坂上高晴、大隅守善道維則などの他の官人の媒介によつて行われている点重要である。勿論勞効、売官によつて補任された凡ての郡司が国司の手を經ないものであるというわけではないが、事の性質上、國擬によらない場合が多かつたであらう。かかる場合、國司は自己の推挙しなかつた郡司を官から押しつけられることとなる。そして勞効、売官による郡司補任は令制の弛緩と共に増加するだらうから、この面からの國司の郡司補任にもつ役割は時と共に制約せられてくることが考えられる。しかしこのことは正任郡司について言えることであつて、現実の郡司構成をみると、必しも正任郡司のみに依つて構成されておらず、正任郡司は時代が降ると共に減少する傾向にあつた。従つて國司の郡司補任について發揮しうる現実の権限は正任郡司補任の分析からだけでは充分明かにすることが出来ない。

次に掲げた第一表は大宝元年より長保二年に至る期間の史料にあらわれる郡司をその任種別に統計したものである。史料の關係上天応元年以降は平安遺文所収の売券、解文に見える郡司の署名にのみ限定した。表によれば大宝から養老四年までの八世紀の最初の廿年間には正任ばかりで、次の廿年間から正任外郡司があらわれ、時代が降るにつれて徐々に増加し、平安初の天応、延暦の間に半々となり以後は正任郡司の方が正任外郡司よりも少くなる。正任外郡司の増加ははじめは主として擬郡司の増加としてあらわれる。貞觀、元慶の間より令制郡司外の郡老、檢校、があらわれ、以後着実な足どり増加し、延喜の末年頃よりその種類も、國老、國目代、目代、國司代、勾当、行事と複雑さを加えながら、その数において絶対的優位を占めてくる。第一表にあらわれた一般的な傾向を同一郡における変化としてとらえるために第二表を副え

た。第二表は大日本古文書、平安遺文所収の近江国愛智郡関係の郡司解や売券にみえる郡判のみを史料として作成したものであるから、郡司構成の変化が正しく反映している。但し延喜以後の史料がないのは残念なことである。令制外郡司は奈良時代にも郡代、郡目代があつたが、それは数も少く、そのあらわれ方に普遍性を持たないので、これらの本格的な発生、発展は貞観以後の事であると考えねばならない。これら正任外郡司の具体的内容は史料の関係上不明確であるが、出来る限り明かにする。

(a) 擬郡司

滝川政次郎氏は（律令時代の農民生活）大同元年十月の太政官符を引用して、擬郡司とは正員郡司で郡務を果しえない時に置かれたものであると云われたが、この説には宮城榮昌氏の批判がある。（郡司制度に関する二三の疑問と補説）氏によれば、擬郡司とは未だ正式に任命されないもので、これには転擬、新擬、副擬の種類がある。擬郡司の発生は正員郡司の欠に依るから律令制定時からあつた。然して郡司任命法は国司の裁量に依り一員の欠に対しそれ以上の擬郡司が生ずべきであつた。天平七年の郡司任命法は国司の裁量に依り一員の欠に対しそれ以上の擬郡司が生ずべきであつた。天平七年の郡司任命法は国司の裁量に依り一員の欠に命じていて、採用者以外の他の者は擬郡司たるべき余地を残している。事実延暦十七年二月の太政官符に依れば一員の欠に対して国司は数人を擬し、一人が正員となつても他は副擬郡司としてその儘存置していた。斯くして発生した冗員が民政に鳩毒を流すのは必然であるので、法令上では副擬停止が発せられる事になる。弘仁二年の譜第銓擬復活後には政治的能力なき譜第の徒が擬せられることがあつて郡務の停滞を来すので、弘仁十三年十二月には擬年期を三年間と定め、その間雑務を取らしめ、その才能と人物をみたと上銓擬言上せしめ、所司ではその功過を計つて始めて正任に預ることにしたので擬郡司とはその三年間の事務見習者を言うようになった。そしてそれはやがて正任に転じた。根岸文書弘仁十一年十二月五日、柏木文書嘉祥二年十一月廿日の郡司署名の号の郡司の大部分が擬郡司であり、殊に大少領に一人の正任がないからと言つても、擬郡司が固定して正任郡

平安初期における国司郡司の関係について

(第一表)

平安初期における国司郡司の関係について

帳 擬任 その他	そ の 他	総 計					計
		正任	擬任	権任	員外	その他	
		13					13
1		133	7	1		1	141
1	郡代1	30	14	1		1	46
3	郡目代7 (同一人)	37	15		1	7	60
2		7	5	2			14
2	監1 勘書生1	12	8	1		2	23
3		12	21			1	34
6		12	43				55
4	郡老1 検校1	3	17	1		2	23
6	郡老2 検校1 権検校 1	0	13			4	17
9	郡老3 検校9 国老1 国目代3 目代1 勾当1	3	23			18	44
3	郡老1 検校10 国老1 国目代3 国司代1 勾当3 権勾当1	9	10			21	40
	検校2 国目代2 国司代4 惣行事3 大目惣行事1 行事1 権行事1 勘濟使1 郡撰使1	3	7			16	26
	検校3 田峻検校5 国目代7 国司代8 惣行事2 大行事2 行事5	5				32	37
	国司代1 惣行事5 行事2 郡撰使1 郡務使1	2				10	12

(第二表)

(近江国愛智郡司表)

八四

年 代	大 領	少 領	主 政	主 帳	そ の 他
承和14. 9. 3 (847)	副擬 転擬	擬		擬	
嘉祥元. 3. 17 (848)	擬	正 擬		正	
仁寿 4. 10. 25 (854)	擬	副擬 擬		擬	
仁寿 4. 12. 11 (854)	擬	副擬 擬		擬	
斉衡 2. 9. 25 (855)	擬 副擬	擬		擬	
天安 元 3. 8 (857)	擬	擬 副擬		擬	
貞観 7. 10. 15 (865)	擬	擬			
〃 8. 10. 11 (866)	擬				
延喜 2. 11. 3 (902)	擬	擬	擬	擬	目代 勾当 検校 郡老

平安初期における国司郡司の關係について

年 代	郡 司		大 領			少 領			主 政			主 正任
	任 種	種	正任	擬任	その他	正任	擬任	その他	正任	擬任	その他	
大宝1(701)~ 養老4(720)	人	7				2			1			3
養老5~天平12(740)		40	2			32	3	權 1	19	1		42
天平13~宝字4(760)		18	3			5	8	權 1	2	2		7
宝字5~宝龜11(780)		16	5			8	5	員外 1	5	2		8
天応1~延暦19(800)		3		權 2		3	1			2		1
延暦20~弘仁11(820)		4	3	權 1		2	3		1			5
弘仁12~承和7(840)		4	6			3	7		4	5	副 1	1
承和8~貞観2(860)		2	16			1	16		4	5		5
貞観3~元慶4(880)		1	7				4		1	2	權 1	1
元慶5~昌泰3(900)			5				2					
延喜1~延喜20(920)			10	郡老大領 檢校大領	2 1	2	1		1	3		1
延喜21~天慶3(940)		3	3	權 1		2	3	国司代少領 1		1		2
天慶4~天徳4(960)			5	大領惣行事 大領勘濟使	1 1		2	少領檢校 1				
応和1~天元3(980)		1		大領兼行事	2	2						
天元4~長保2(1000)		1						少領国司代 1				

年 代	大 領	少 領	主 政	主 帳	その他
天平宝字6 (762)	正	正		正	
延暦15. 9. 23 (796)	正 權	正		擬	
// 15. 11. 2 (796)	正 權	正		正	
// 21. 正. 10 (802)	權 口擬	正		擬	
弘仁2. 3. 2 (811)	擬	正		正	
// 9. 3. 10 (818)	正	擬		正	
// 11. 12. 5 (820)	擬	擬		正	口監
天長 2. 10. 3 (825)	転擬 副擬	擬		擬	
承和 7. 10. 19 (840)	擬 副擬	擬		擬	

司の如くなる一般例以前のものは一概に断じ去られない。同一郡内では一の欠員に対して同時に他の擬任が発生すべきであつた、例えば大領に欠あれば少領が便宜転擬大領になり、少領の後には新擬少領が置かれるが、之等は懸て正員になるのである。殊に弘仁十三年以後は正任になる予備の下に擬郡司が多数あつたはずである。而して弘仁十三年の制が永く実行されていた事は一条天皇の長徳二年十月十三日の郡司詔奏を以て窺うことが出来るとし、伊勢国某郡で擬大領が大領に、尾張国丹羽郡で擬少領が少領に、伊予国温泉郡では少領が転擬大領となり、更に大領となるべきであつた例をあげられた。

私も擬郡司が本来、正任郡司に欠ある場合、国司によつて擬任され、太政官で正式に補任される以前のものを云うといふ点については宮城氏の説に賛成であるが、その他の点について多少疑問を持つてゐる。第一表によれば弘仁十年頃を境として擬郡司が正任郡司より多数となつてきている。天応以後は売券の郡判、郡司解の署名のみを史料とした統計であるから、これは郡司構成における擬郡司の増加をある程度反映していると見ねばならない。この事実を弘仁十三年の擬任三年制の実施の結果からのみ説明することは出来ない。擬任年限が三年に延されたことは第一表の統計に擬郡司が出現する頻度は増大するだろうが、現実の郡司構成の中での擬郡司の数そのものが増加することを意味しない。私はむしろ法令によらない事実上の擬郡司制の変化の結果をも含んでいふと考える。正任郡司が存在するにも拘らず副置しておくという意味の副擬郡司は延暦十七年の官符によつて禁断され、後、大同元年十月の官符によつて陸奥、出羽両国に限つて許可されたのであるが、この陸奥、出羽の特例がいつの間にか一般化した。この際注意すべきことは、延暦十七年の官符では「正員之外更置副擬」、「正任之外不得復副」として副擬郡司の語を明かに正任が存在するとき副置する擬郡司の意味で使用しているが、国郡で作成された売券などの郡判では第二表のいくつかの例で明かな様に、擬郡司に対する副擬郡司としての用法をとつてゐる、ここには副擬郡司の概念の変化がある。従つて正任郡司に副置されている限りたとえ擬郡司と記さ

れていても官符的用語法の副擬郡司であると云わねばならない、ということである。かかる例は第二表の近江国愛智郡では既に弘仁九年三月に見出すことが出来る。又貞観三年二月廿五日紀伊国名草郡真川郷墾田売券（平安遺文）の郡判には大領と並んで転擬大領、副擬大領、権擬大領が見えている。このことは官符的用語の副擬郡司が陸奥、出羽以外の国で行われる様になつたことの例証であると共に、擬郡司そのものの内容の変化を示している。すなわち副擬郡司の用語内容が変化し、且つ権擬郡司まで出現してきていることは、擬郡司が単に太政官で正式に補任されるまでの事務見習であつたのではなく、郡における一定の地位と職権を有する国司任命の郡司としての性格を持つに至つたことを示していると考えられよう。第二表には擬郡司のみの署名によつて効力を發揮している売券が多く見られ、擬郡司が他色を選擇することを禁じた寛平五年十一月廿一日の太政官符（三代格、郡司事）では擬郡司も正任郡司と同じく租税調庸の預り、専当、綱領になりえたことをのべている。擬郡司がかかるものに内容変化した以上、正任郡司がいなくとも郡務執行に不便はない。第二表の愛智郡の郡司構成表で、仁寿四年以後延喜二年までの七通の売券の郡判に正任郡司が一人も見えないのは、その時期がたまたま正任死欠後三年以内であつた遇然の連続であると考えられるより、擬郡司が正任郡司を代行するに至つた結果であると考えた方が自然である。国司にとつて自己に任免権がある擬郡司によつて郡務を行わせた方が都合がよかつたであろうが、郡司としては太政官によつて地位を保證された正任郡司になることを求めることは当然である。擬郡司による正任郡司の代行が行われるに拘らず、正任郡司が消滅してしまわないのはそのためである。擬郡司は十一世紀頃から単に「郡司」と称するようになつたらしい。安芸国高田郡の物大判官代藤原頼方は天喜元年（一〇五四）二月、国司庁宣によつて高田郡司職に補任され、更に永保三年（一〇八三）六月、太政官符を以て同郡大領に補任されている。（平安遺文）

(b) 検校

郡判にあらわれるのは九世紀末から十世紀にかけてである。その国郡は大和国添上郡、近江国愛智郡、紀伊国伊都郡、

丹波国多紀郡、伊勢国飯野郡、伊賀国名張郡、筑前国穂浪郡、因幡国高草郡、越前国足羽郡であり、郡判における并存関係を示すと大和国添上郡の例では擬大領、郡老、権主政、近江国愛智郡の例では目代、勾当、郡老、擬大領、擬少領、擬主政、擬主帳である。又、延喜五年九月十一日東寺伝法供家牒（平安遺文）の治田庄地一町六反七二歩に与えた郡判に檢校大領日置公が見え、天徳二年十二月十七日伊勢国近長谷寺資財帳（同上）に与えた郡判には少領檢校が見える。これらは檢校にして大少領を兼ねたものである。承平二年九月廿二日の丹波国牒（同上）には、多紀郡余部郷専当檢校日置貞良が東寺領大山庄預平秀、秀豊等が調絹を弁せず山野に遁隠したので、稻二〇束許を檢封したことが見えている。

(c) 郡老

出現の時期は貞観十四年十二月十三日の大和国添上郡石川滝雄家地売券に始り、天慶三年九月二日の因幡国東大寺領高庭莊坪付に終る、その国郡は他に近江国愛智郡、紀伊国伊都郡、丹波国多紀郡で地域的な偏差は見られない。郡判における他との并存関係もほぼ檢校に同じである。

(d) 国老

延喜十一年四月十一日大和国添上郡の郡判は国目代、郡老、少領、主政、主帳と並んで国老紀甲雄が、承平二年九月十五日丹波国多紀郡の郡判に国目代、檢校、権大領と並んで国老日置公、多紀臣が見える二例だけである。

(e) 勾当

延喜二年十一月七日近江国愛智郡の郡判に、目代、勾当、檢校、郡老、擬大領、擬少領、延長七年七月十四日伊勢国飯野郡の郡判に、擬少領、檢校、檢校、勾当、権勾当、勾当、承平四年十一月十九日伊賀国名張郡の郡判に、勾当、檢校、擬領、が見える。

(f) 惣行事、大行事、行事

天曆六年以降、大和国、山城国、伊賀国の郡判に見える。大和国平群郡安岑高村家地売券の天曆十一年十一月廿三日の郡判は

大領兼惣行事額田部「茂業」

行事内豎五百井

権行事右兵衛平群

大和国添上郡秦阿禰子家地売券の天曆八年五月八日の郡判は

惣行事正六位上 朝臣「延教」

国目代従七位上

大和国葛下郡置始乙連家地売券の天曆十一年八月十五日の郡判は

大目惣行事置始「房平」

惣行事葛木(草名)

坂合部

国目代厨

であり、同時代で夫々名前が異つているから郡別に置かれたものである。

(g) 国目代、目代、国司代、

これらはいづれもその名称からして国司の代官であつて、特定の郡の郡務を執行せしめられていたものであろう。天徳二年十二月十日の伊賀国阿拝郡の郡判に見える国司代は散位阿閉朝臣三人と茨田連であるが、ほぼ同時代の康保元年九月廿三日の伊賀国名張郡の郡司解の署名に見える国司代は伊賀某であつて、別人である。延喜十一年四月十一日東大寺上座

平安初期における国司郡司の關係について

慶賢愁状に与えた大和国添上郡の郡判に見える国目代は高橋興良、古田佐良雄であるが、延長六年十二月十七日内供十禪師禎果弟子等解に与えた大和国平群郡の郡判に見える国目代は平群弟臣、菅原某であつて、ほぼ同時代の同国両郡で夫々別人である。この事實は史料が完全に同時代でないので多少の不安があるが、国司代、国目代が郡別に配置されていたことを示すと思う。

(h) 勘済使、郡撰使、郡務使

これらはいづれも国使である。彼らが郡判に署名しているのは、国司代、国目代と同様、郡務を執行せしめられていたからである。

以上検討したところ、郡判加署者には、国司代、国目代、目代等の国司の代官、勘済使、郡撰使、郡務使の国使等、明らかに郡司と言ひ難い者もあり、郡判がそのまま厳密な意味での郡司構成を表しているとは言ひ難いし、郡老、檢校、行事等も郡司に含めることが出来るかどうか早急には決定し難いものもあるが、いづれにせよ、これらの雑多な名称を有する人々が實際の郡務にたずさわつていたことは明らかである。そして国司の補任権に關して言うならば、国司の代官、國の使の補任権は完全に国司にあつたし、郡老、檢校、勾当、行事等も、その發生の時期や、名称から考へて国司に補任権があつたものと想像される。少くとも太政官によつて補任されるものと考えることは困難である。これらの人々が、郡司と呼ぶにふさわしいか否かは別として、擬任郡司を含めて、郡務の實際の執行者の中ますます増加し、その反対に太政官によつて補任される正任郡司が減少して行けば、先に見た様に勞効、売官による郡司補任が多くなつたとしても、国司の郡衙把握は著しく強まつて行くものである。むしろ、郡衙把握を強化するために国司によつて正任郡司が減少せしめられたのではなからうか。

二、徴 税

寛平五年十一月廿一日、近江国司は太政官に次のような要求を出して許可された。すなわち、

郡中百姓雖有其數、堪郡司者不過一兩、仍拱定其人、差宛調庸租稅等預、或為旧年調庸綱領、未究預事、或為當時租稅專當、多有所負、而称任諸国之吏、号拜親王家司、不勤公事、專利私門、非唯規避一身之宿債、抑亦騷動部内之百姓、若不立新制則弥紊風教、望請、擬任郡司停止任内外官并補家令已下職、(三代格、郡司事)

この言葉は寛平頃の徴税吏としての郡司の性格を考える上で、貴重な事実を教えてくれる。ここで言われているのは擬任郡司であるが、郡司が調庸綱領、租稅專當となつたが、そのことによつて郡司に「所負」「宿債」が出来たという。之は郡司が、所部の対捍や、郡司自身の不正によつて国司に対して未進したことを言つているのであろうが、未進が綱領、專當郡司個人の負債となつている点に重要な意義を有する。この事は、綱領、專當郡司が単に調庸租稅のことを専門的に担当せしめられているという以上に、ある程度請負人化せられていたことを示していると思う。而して、請負の責任を直接国家に対してではなく、国司に対して負つていたのである。同様な事を推則させる史料として次のものがある。三代格卷十九、禁制事、寛平七年九月廿七日の太政官符に、郡司百姓が私物を以て官家の物と称することを禁断すべく美濃国司が要求したことがあるが、美濃国司はこう言つている。

凡諸国例、分配郡司宛租稅調庸專當、駈役土浪差進官雜物綱丁、若有損失取預人私物、填納其欠負、而此国人心多巧只事奸欺、至于欠失官物国司没其私物、臨欲運納官倉、忽就官家仮爲寄進、請其家牒送於當国、或云是家之出挙物、或云寄進借物之代、或時懸札、或時打抗、如此違濫不可勝計(略)

国司が進官雜物の欠負を填納するために私物を徴せんとした預人とは、綱丁として駈役された土浪をも含んでいたが、

平安初期における国司郡司の關係について

その主たる者は租税調庸専当の郡司であつた。私物を以て官家の物と称することを禁断してくれと太政官に願つた対象は郡司百姓であつて、専当郡司は、国司に代つて単に綱丁を駆役するだけの者ではなかつた。而して、欠員の責任を百姓も負わせられ、郡司個人の責任とはなつていないが、百姓は専当郡司の独自の判断で点定され、駆使されたに過ぎないのであるから、その責任の中心は郡司にあつたと考えるべきである。

三代格卷十八、統領選士衛卒衛士仕丁事、所収昌泰元年六月十六日の太政官府には、出雲国解を引いて次の様に言つて
 いる。

管諸郡司解你、衛士是身役者也、須自參上各尽年役、而此国頃年戸口衰弊無人差宛、或雖有其身不堪見役、或聞点其
 役率類逃散、仍専当郡司相替彼身并济日功養物、而衛士等所直之官非一、勘納之所各異、爰専当郡司所參之処、彼此
 有数、拘役一処、空経数旬、去国千里受責一身、郡司艱難無過斯焉（略）

衛士は本来身役であつたが、此頃では日功養物を府に并済することですませることが出来たらしい。この専当郡司は、その日功養物を府に輸納すべく上京したのであるが「所參之処彼此有数」るために在京が延引して苦しんでいることが述べられている。重要な点はかかる衛士の日功養物を、農民が逃散すると専当郡司が彼の身に相替つて并済せねばならなかつたことである。専当郡司は衛士についてその徴発から日功養物の輸納まで一切の責任を負わされていたと考えられる。

以上の史料は近江国、美濃国、出雲国にわたつているので、一般的に昌泰、寛平頃には、租税調庸衛士の徴収及び、その進官などに欠負があれば自ら私物を以て并済する専当郡司があつたことを示していると考えうる。かかる性格を持つ専当郡司は如何にして発生したのであるうか。

専当郡司は通常調庸については調庸綱領郡司と呼ばれ、租税については租税専当郡司と呼ばれている。蓋し、調庸は中央へ送るべきものであつたからであるう。しかしこの頃では調庸綱領郡司といえども、単に調庸の綱領のみを行つていた

のではなく、その徵集までやつていたことは、昌泰四年閏六月廿五日の太政官符所引の播摩国解に（三代格卷廿、断罪贖銅事）

此国百姓過半是六衛府舍人、初府牒出国以後偏称宿衛不備課役、領作田疇不受正税、無道爲宗、对捍国郡、或所作田稻刈収私宅之後、每其倉屋争懸勝札、称本府之物号勢家之稻、或事不獲已、收納使等認徵之時、不弁是非、捕以凌轢、動招群党、恣作濫惡、於是租税專当、調。綱。郡。司。、憚彼威猛、不納物実、僅責契状、空立里倉、田茲調庸過期未進、正税違法反举、（中略）

とあることによつて知られる。

單なる調庸綱領郡司の發生は、抑々令に調庸物の領送は国司及び郡司が當るべきことを規定されているのであるから、令制本来の性格よりくるものであつて別に問題にするに足らない。而して調庸綱領郡司が調庸の徵收を專当し、租税專当郡司が發生することも、かなり早い時期に屬する。令本来のたてまえから言うならば、郡司は本来郡内の徵税に當る者であつて、殊更に特定の人物を專当とする必要はないものである。しかるに農民の抵抗の増大や、地方官自身の不正によつて、中央輸納物の不正、未進、粗悪がはげしくなり、官はその責任の所在を明確にするために、專当を特に置く必要を感じたものであつた。従つて專当の發生はかかる律令体制の矛盾に根ざしているのである。こうして發生した專当は国郡司共に置かれたものであつた。

宝龜元年五月十五日の太政官符（三代格、雜米事、貞觀四年九月廿二日格所収）には、雜米については「春米は掾、領、已上が其事を專当し、史生已上を綱領に宛てて送れ。若し春運が限に違えば專当の見任を解却し、国司の公廨を奪う」と言い、同じく宝龜四年閏十一月廿三日太政官符では「今より以後、若し雜米の未進があれば、多少を問わず国司史生已上は皆公廨を奪い、主典已上は貶考し、專当官は見任を解却し、郡司主帳已上は咸職田を没する」といつている。そしてか

かる専当は、違期、未進について重責を課するものであつて、専当外の国郡司といえども、連帯責任を問われるのであつた。中央政府のこの方針は調庸未進、官物欠失についても、その後、時期によつて罰の軽重はあるとしても、永く維持されたのである。

従つて中央政府が調庸、雑米等の違期、未進、粗悪について度々出した法令からは、専当郡司の国司に対する徵稅請負人的性格を明確に検出することは不可能である。然るに、貞觀七年八月一日の太政官符（三代格卷十四、雑米事）には尾張国司が「中嶋郡の貞觀四年の違期未進は糯米五斗三升五合、蔞子三斗三升四合、胡麻子一竹、荏子二斗五升、稻にして一九束一把四分である。其の代りに郡司の職田を没せられる。その直稻は五六八束である。未進数は少いのに没せられるところはこの様に多い。しかも郡司は職田の外に身を潤すところがない。今後は未進の数に准じて職田の直を没するようになりたい」とのべている。職田の直稻五六八束というのは、上田の地子にして約六町分、中田にして七町一反分である。郡司の職田は大領六町、少領四町、主政帳各二町であるから、之は大領一人の職田の直と思われる。従つて中嶋郡の雑米未進一九束一把四分は、大領一人の責任となつている。尾張国司が、この發言をしたことは大領の利益を或程度擁護しているが、雑米未進の責任は、国司も負い、未進の数に准じて公廩を奪うべきことを延暦十四年七月の官符によつて既に定められている（三代格、雑米事）。従つて郡司が自分の郡の未進の数に准じて職田直を奪われ、之を填納せしめられることになれば、国は各郡によつて構成されているのであるから、国司の負うべき未進は各郡に割当てられ、自ら填納する必要はなくなつて来るのである。こうした事情のもとに、専当郡司は、国司との関係の上で、新しい性格を負わされるに至るであらう。それは国司に対する徵稅請負人的性格であると云えるであらう。前節で明らかにした如く、郡司構成に於いて国司が任免権を有する擬郡司以下の非正任郡司が益々増加し、彼らも専当郡司になることになれば、この様な傾向はいよいよ顯著となるだらう。従つて郡司の徵稅請負人的性格の発生が以上の事から認められるとすれば、それは中央政府の

政策としてあらわれたものではなく、国司、郡司の關係の中からあらわれてきたものと言うべきである。

先に前節で上げた例であるが、承平二年九月廿二日の丹波国牒に、多紀郡の余部郷専当檢校日置貞良が東寺領大山庄預らが、調絹を弁せず山野に遁隠したので、稻二〇〇束許を檢封したことが見えているが、この日置貞良は多紀郡内の余部郷を専当する郡司であつたと考えられる。専当郡司は必ずしも当郡全体の租税、又は調庸等を専当するものと限る必要はなく、郡内の数郷を専当せしめることもありうるのである。而して、前記近江国司、美濃国司、出雲国司、播磨国司等の解に見える如く、部内の農民の逃散や対捍が激烈となればなる程、国司としては郡司をして特定の数郷を限つて専当せしめるに至ると考えられる。延喜十七年四月廿七日の丹波国某郷長解（平安遺文）に与えられた郡判が、檢校三人、擬大領六人、擬主帳二人の計十一人によつて署名され、而もその中に大領級の郡司を多数含んでいるのは、こうした事情をも反映していると考ええる。大領級郡司の増加による郡司構成員の増大はこの時期の普遍的現象である。降つて嘉保三年（一〇九六）十二月、安芸国高田郡司藤原頼成が次の様な形で補任されていることは、松岡久人氏も指摘された様に（上代の地方政治）彼が、郡内の三田、風早、麻原、甲立の四箇郷のいわば専当郡司に補任されたことを示すものであろう。

安芸国司庁宣（平安遺文）

庁宣 高田郡

補任郡司職事

三田風早麻原甲立并四箇郷

散位藤原朝臣頼成

右人、爲令執行郡務、補任如件、宜承知、依件行之、以宣。

嘉保三年十二月廿六日

平安初期における国司郡司の關係について

大介藤原朝臣（花押）

この専当郡司は先掲昌泰四年閏六月廿五日の太政官符によると、播磨国では部内の六衛府の官人から調庸正税を徴しようとして対捍を受けている姿が描かれているので、彼らに対して直接徴税を行つてゐる様であり、又、承平二年丹波国多紀郡の余部郷専当檢校日置貞良も、東寺領大山庄預らから調絹を徴する為に自ら出向い、稻二〇〇束許を檢封していることから、専当郡司が農民から直接徴税を行つてゐることが見えてゐる。令制では農民からの直接徴税は郷職員によつて行われるのが原則であつた。専当郡司の成立によつて、この徴税実務が変化したのであるうか。以下このことを明かにするために、郡司の下級機関であつた郷長（郷雜任を含めて）がいかに変化して行つたかを検討する。

郷職員による直接徴税を裏付ける根拠の一つとして、調長、徴部、等の郷雜任の存在があるが、これについては弘仁十四年閏九月廿日の太政官符（三代格）は郷別七人あることが記されている。この郷雜任は奈良時代からのものであることは、天平神護二年十月廿日の越前国足羽郡少領阿須波臣束麻呂解（大日本古文書五）に田領別竹山が口分田の虚実を勘するため郡司によつて発遣されてゐることが見え、宝龜五年十一月廿三日の備前国津高郡菟垣村常地畠売買券（大日本古文書六）に売買を保証する意味で税長、徴が郷長と並んで署名してゐることによつて裏付けることが出来る。平安時代にになると、農民の土地開墾が進行し、墾田、家地の売買券がかなり豊富に存在するので、奈良時代より適確に知ることが出来る。墾田売券が最も集中して遺存する近江国愛智郡大國郷について見れば、延暦十五年から延喜二年迄の十五通にあらわれた郷雜任の加署は次の通りである。

延 曆 十五、九、廿三 なし。

延 曆 廿一、正、十 なし。

弘 仁 三、三、二 なし。

弘仁	九、三、十	なし。
天長	二、十、三	なし。
承和	一七、二、十九	領二人、徴部二人。
嘉祥	元、三、十九	なし。
嘉祥	三、十一、三	領一人、徴部二人。
仁寿	四、十、廿五	頭領二人、領一人、徴部二人。
仁寿	四、十二、十一	庸調領二人。
齊衡	二、九、廿五	頭領二人、領一人、徴部二人。
貞觀	三、十、十九	税領二人、徴部一人。
貞觀	五、三、廿九	なし。
貞觀	六、三、五	なし。
延喜	二、十一、七	なし。(刀禰あり)

他国他郷の例を見れば、延暦十五年十一月二日の近江国愛智郡八木郷の売券に領一人、同郡蚊野郷の弘仁十一年十二月五日の売券に領二人、了事二人、紀伊国那賀郡某郷の承和十二年十二月五日の売券に田領一人、同国名草郡真川郷の貞觀三年二月廿五日の売券に田領一人が見える。しかし、同時代に山城国、大和国の売券があるが、之には郷雜任の加署は見られない。そして貞觀以後寛弘頃までの大和、山城、紀伊、丹波、伊勢、伊賀、筑前、因幡、志摩等の諸国の売券、所領目録等にも全然見られない。従つて郷雜任は国によつて違いはあるが、平安初から貞觀頃までは依然存在していたが、貞觀頃から存在しなくなつたか、又は他の事情で売券等に加署しなくなつたと考えられる。しかし郷長はこの全期間を通じ

て存在していたことは寛弘二年二月四日の山城国葛野郡某郷長解があることによつてわかる。弘仁十四年二月三日の太政官符では（三代格）、越前国江沼、加賀の二郡が国府から遠いために、郡司郷長が意に任せて民を侵漁することをのべている。少くとも弘仁頃までは郷長が徴税の面で直接農民と接触していたと考えられる。

かくの如く郷長の補佐となるべき郷雑任が或は平安初から、或は貞観頃から売券に姿を消し、その存在さえつかめなくなるのは、平安初頃から成立してくる刀禰の存在があつたからである。刀禰の成立の仕方は承和十二年十二月五日の紀伊国那賀郡の売券、同国名草郡の貞観三年二月廿五日の売券の如く、郷雑任と並存している例もあつて、判然とした代位をせず、その職掌も、土地所有の状態を証明することが主任務であつたらしいが、郷雑任が姿を消したあととも確実な足どりでその存在を維持しているところを見ると、やがては郷雑任の任務を代行するに至つたのではないかと考えられる。史料の關係上時代は降るが、確実に裏付けられる徴税の面を探せば、長徳三年（九九七）六月十一日の前淡路掾美努兼倫解（平安遺文）がある。解によれば、美努公忠は騎兵十五、六騎、歩兵廿余人で美努兼倫の私宅に押入り殺害しようとしたところへ、郡使上野掾源訪がやつて来たので「国司在京之間、（留守か）所下文、可勤仕郡司職者、供御稻事爲宛行所来著也」と陳弁した。訪が答えて「於御稻事者、依無郡司以先日刀禰共可勤行之由、蒙国宣了、仍件兼倫并美努兼国、率郷中作田數、令持進先了者」と言つたという。供御稻の事は本来郡司が行うべきところであつたが、郡司がないので刀禰をして勤仕せしめたことが分る。徴税の他の項目について日頃、刀禰が勤仕していたから郡司のない場合かかる処置が取られたものと思う。この際、郷中の作田數に率つて供御稻の宛行を勤仕したのが郷長でなく刀禰であつたことは注意すべきである。既に清水三男氏も（日本中世の村落）中右記、嘉保二年（一〇九五）六月廿五日の条に大原刀禰等が炭を進めないことを記し、大鏡に「里の刀禰、村の行事いできて火祭や何やとわづらはしくせめし事」と記していることを例証として、刀禰が警察官であると共に収税吏でもあつたことをのべられている。十世紀末頃より刀禰が徴税に當つていたことは確かであ

る。刀禰の徴税の事実はそれ以前にさかのぼつて明らかにすることは出来ないが、ここで確めた徴税の事実は、いづれも刀禰が徴税責任者として郷長に代つて現れているのであるから、それ以前に郷長のもとで徴税に従つていた永い時期があつたと考えられる。而して、若し郷長の補佐を務めた郷雜任が売券の証署より姿を消したことが、郷雜任の消失そのものを意味せず唯売買立券文の保証形式が変化したものとすればこの郷雜任によつて、若し又消失したものであれば刀禰によつて郷長の徴税は行われていたと考えられる。

このようなわけで専当郡司の成立にも拘らず、郡の下級機関の郷に於いては、依然として徴税実務が行われていたのである。その限りでは郡司の農民からの徴税は間接的なものであつた。しかし、専当郡司は未進があれば所負となつて国司の追求を受ける者であつたから、必要とあれば自ら徴税に向くことはあつたのであつて、農民の成長に伴う逃散、対捍が多くなればなる程、かかる必要は増大したであらう。前の専当郡司の直接徴税をあらわす例が、或は六衛府舎人であり、或は大山庄預であつたことはこの事を物語つてゐる。

む す び

以上十世紀、特に延喜頃に焦点をおきながら、郡司の官僚としての性格を分析しつつ、国司、郡司関係の側面を明らかにしたつもりである。結論だけをまとめてみれば、一つには律令制によつて保証されていた選叙上の国司に対する郡司の相対的独立性は正任郡司の減少という形で奪われていつたし、一つには郡司が国司に対して責任を有する徴税請負人化していつたということであつた。而もこれらの事は、中央政府の郡司に対する政策として生み出されたものではなく、むしろ中央政府の政策の変化に対する国司の抵抗として結果したものであつた。この結果政治制度上に占める郡司の地位は前時代にもまして低劣なものとなつたということである。

On the relation of *Kokushi* 国司 with *Gunji* 郡司 in
the Early *Heian* Period.

By H. Hirano

Researching the political position of *Gunji* in the early *Heian* period, especially from the end of the 9th to the beginning of the 10th century, I have got the following conclusions.

(1) According to the *Ritsū-ryō* system, *Gunji* were appointed or dismissed by the central government.

But in many cases, they were appointed by *Kokushi* privately, *Gigunji* 疑郡司.

(2) When they became tax-farmers, *Gunji* bore the responsibility only for *Kokushi* not for central government.

(3) This new character of *Gunji*, in the early *Heian* period, was given by *Kokushi* who opposed the policy of the central government.